

令和3年11月15日

保護者 様

鳥取市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

荒天時等における気象警報等発表時の対応について

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、近年、自然災害が頻発・激甚化していることに伴い、荒天時等での本市立小・中・義務教育学校における対応を下記のとおり見直しました。

荒天時等は児童生徒の安全を第一に対応するとともに、保護者の皆様に随時情報を提供し、その対応をお伝えしていきます。引き続きご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

(これまでの対応)

台風接近により、午前6時30分の段階で鳥取地方気象台より各警報が発令されている場合、小学校・中学校・義務教育学校は臨時休校とする。



(今後の対応)

裏面「荒天時等における気象警報等発表時の鳥取市立小・中・義務教育学校の対応について」のとおり

荒天時等における気象警報等発表時の鳥取市立小・中・義務教育学校の対応について

鳥取市教育委員会

1 気象警報等が発表された場合

警報の種類	登校等の対応について	
	登校前	登校後
「暴風警報」を伴わない次の警報が発表された場合の対応		
「暴風警報」を伴わない 大雨警報、洪水警報、大雪 警報	学校は、各学校や地域の状況に 応じて臨時休校または授業開始時 刻の繰り下げを検討する。	学校は、各学校や地域の状況に 応じて授業の中止、下校時刻の繰 り上げ等を検討する。
暴風を伴う警報が発表された場合の対応		
暴風警報 暴風雪警報	市教委は、午前6時30分時点 で <u>学校設置地域に各警報が発表さ れている場合は、該当の学校を臨 時休校</u> とする。	学校は、各学校や地域の状況に 応じて保護者への引き渡し、場合 によってはそのまま学校で避難 等、安全を最優先した措置を取る。
その他、特別警報等が発表された場合の対応		
特別警報等	<u>特別警報等の発表を待たずに、一斉臨時休校</u> とする場合あり。 市教委が対応を決定し、各学校へ連絡する。	

※台風接近時に限らず、気象警報等が発表された場合は上記対応とする。

※上記対応は、学校設置地域に気象警報が発表された場合とする。

- ・鳥取市北部：旧鳥取市、青谷町、鹿野町、気高町、福部町、国府町
- ・鳥取市南部：河原町、用瀬町、佐治町

※上記に限らず、状況によっては市教委が対応を指示する場合もある。

2 警報の種類・有無にかかわらず校区内に「避難情報等」が発令された場合

避難情報の種類	登校等の対応について	
	登校前	登校後
高齢者等避難	学校は、各学校や地域の状況に 応じて臨時休校または授業開始時 刻の繰り下げを行う。	学校は、各学校や地域の状況に 応じて授業の中止、下校時刻の繰 り上げや保護者への引き渡しを行 う。
避難指示 緊急安全確保	市教委は、午前6時30分時点 で <u>小学校区に各避難情報が発令さ れている場合、該当の小・中・義 務教育学校を臨時休校</u> とする。	学校は、 <u>直ちに授業を中止</u> し、 保護者への引き渡し、場合によっ てはそのまま学校で避難等、安全 を最優先した措置を取る。

※上記に限らず、状況によっては市教委が対応を指示する場合もある。